第1章 都市計画マスタープランの役割と策定概要

第1節 都市計画マスタープランの位置づけ・役割

『会津坂下町都市計画マスタープラン』の都市計画、都市づくりの体系における位置づけ と役割は、以下のとおりです。

総合計画の都市環境整備に係る分野の実現化計画

都市計画マスタープランは、町の総合的な施策展開の指針である「第五次会津坂下町振興計画・後期基本計画」の都市環境整備分野の目標を、より具体的に実現するため策定するものです。

前述の計画で方向づけられている施策を基本として、会津坂下都市計画区域マスタープランなどの県や国の計画との整合を図り、実施中又は計画・構想されている都市計画関連事業やプロジェクトを体系化して会津坂下町都市計画プランに反映し、効率的・効果的な実現を図ります。

地域の特色を活かした都市計画の指針

会津坂下町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、町民の参加を得て策定される町の都市計画の指針であり、町やそれぞれの地域の特色を活かした独自性のある町の都市計画の決定、変更、事業実施の指針となるものです。

町の将来のあるべき姿、目標像、都市づくりの理念を明らかにし、土地利用や都市施設の整備などの基本的な方針を示すことにより、具体的な都市計画の決定の基本指針(マスタープラン)とします。

具体的な都市計画事業を通じて実現されるマスタープラン

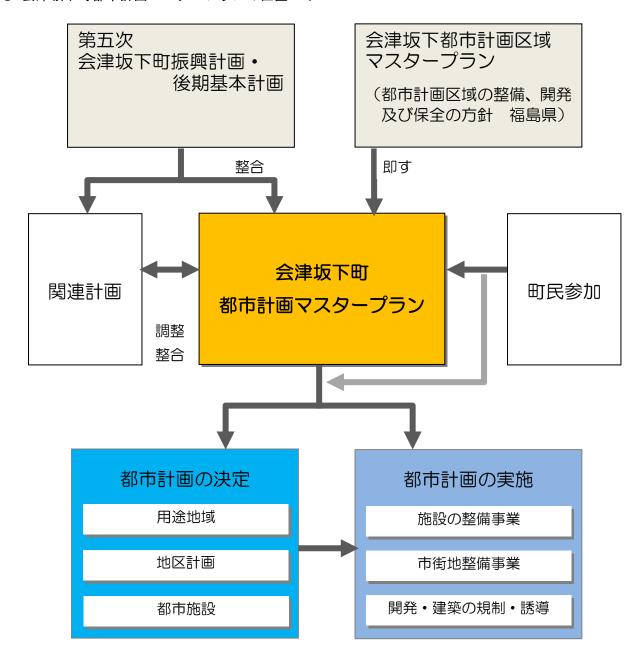
都市計画マスタープランで策定した将来ビジョンや都市づくりの方針は、用途地域などの地域地区や地区計画、都市計画道路などの都市施設の具体的な都市計画の決定と、その都市計画に基づく都市計画事業、開発や建築の規制誘導などを通じて実現されていきます。

中長期将来を展望する中長期目標計画

都市計画マスタープランは、概ね20年後の将来の都市のあり方を思い描き、そこに都市づくりの目標を据えて、その目標に至る都市づくりの施策展開や、都市計画の決定の基本的な方針を示す中長期目標計画です。

この中長期目標計画である都市計画マスタープランを指針として、概ね10年後を目標とする具体的な都市計画を決定・運用していくこととなります。

● 会津坂下町都市計画マスタープランの位置づけ



第2節 会津坂下町都市計画マスタープランの策定概要

1. 計画対象区域

計画対象区域は、都市計画区域外を含む会津坂下町全域とします。

2. 計画内容

計画内容は、以下の3つの枠組みで構成されます。

- ■全体構想
- A. 都市づくりの目標
- B. 都市づくりの基本方針
 - 土地利用の基本方針施設整備等の方針その他の整備方針

■地域別構想

A. 地域別の

まちづくりの目標

B. 地域別の

目標年次

まちづくりの基本方針

■実現方策

3. 計画期間

計画期間は、概ね20年の中長期を見据えたものとします。



平成 47 年 (2035 年)